令和８年度　八幡地区処理施設
嫌気性ろ床槽清掃及び運搬業務

特　記　仕　様　書

弘前市 上下水道部 下水道施設課

§１　一般事項

第１章　総　　則

１．適用範囲

（１）本仕様書は，令和８年度 八幡地区処理施設嫌気性ろ床槽清掃及び運搬業務に適用する。

（２）本仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は，発注者と受注者との協議により決定する。

２．法令等の遵守

（１）受注者は，清掃作業（以下「作業」という。）を実施するにあたり，適用を受ける関係諸法令等を遵守すること。

（２）使用人に対する，諸法令等の運用，適用は，受注者の負担と責任のもとで行うこと。

３．提出書類

（１）受注者は，契約締結後，速やかに清掃及び運搬業務計画書を提出し，発注者及び浄化槽技術管理者の承諾を受けた上，作業に着手すること。なお，清掃及び運搬業務計画書の詳細は下記のとおりとする。

１）業務概要
２）業務責任者届及び業務組織表
３）業務計画書
４）業務実施工程表
５）運搬方法及び運搬経路の地図
６）交通経路及び安全管理体制
７）緊急連絡届
８）酸素欠乏危険作業主任者届
（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（旧二種）の写しを添付のこと）
９）浄化槽清掃業許可証の写し
10）一般廃棄物収集運搬業許可証の写し
11）その他必要な書類

（２）提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は，ただちに変更届を提出すること。

（３）受注者は，業務が完了した時は，速やかに次の書類を提出すること。

１）業務完了報告書及び作業記録写真（「§１一般事項　第１章　総則　９．作業記録写真」による）
２）有害ガス測定記録表（測定必要箇所のみ）
３）その他必要な書類

（４）前記各項のほか，発注者が提出するように指示した書類は，指定期日までに提出すること。

４．官公署への手続き

受注者は，関係官公署等に届出が必要な場合は，受注者の責任と費用負担において，実施すること。

５．現場体制

（１）受注者は，契約締結後，速やかに業務責任者並びに清掃の技術及び経験を有する者を定めるとともに，現場に常駐させて，所定の業務に従事させること。

（２）槽内等の作業を行う場合は，酸素欠乏危険作業主任者を定め，現場に常駐させ，所定の業務に従事させること。

（３）受注者は，善良な作業員を選出し，秩序正しい作業を行わせ，かつ，熟練を要する作業には，相当の経験を有する者を従事させること。

（４）受注者は，適正な作業の進捗を図るとともに，そのために十分な数の作業員を配置すること。

６．地先住民等との協調

（１）受注者は，地先住民等からの要望等があった場合は，遅滞なく発注者に申し出を行い，その指示を受け，誠意をもって対応し，その結果を速やかに発注者に報告すること。

（２）受注者は，いかなる理由があっても，地先住民等から報酬又は手数料等を受け取ってはならない。

（３）前項の行為を行ったときは，受注者がその責任を負うこと。

７．損害賠償及び補償

（１）受注者は，八幡地区農業集落排水処理施設（以下「処理施設」という。）等に損害を与えたときは，直ちに発注者及び浄化槽技術管理者に報告し，その指示を受けるとともに，速やかに原状復旧すること。

（２）受注者は，作業にあたり，万一，注意義務を怠ったことにより，第三者に損害を与えたときは，その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

８．工程管理

（１）受注者は，あらかじめ提出した業務計画書に従い，適正に業務を行うこと。

（２）作業は，平日の日中に行うものとする。ただし，日程の都合上，休日等に作業を行う必要がある場合は，あらかじめ，その作業内容，作業時間等について，発注者及び浄化槽技術管理者の承諾を得ること。

（３）受注者は，発注者及び浄化槽技術管理者より要請のあった場合には，休日等の如何を問わず，速やかに作業を実施すること。

９．作業記録写真

受注者は，次の各項に従って，作業記録写真を撮影し，作業完了時には，工種ごとに工程順に編集したものを，作業記録写真帳（Ａ４版）に整理し，発注者に提出すること。

（１）作業前後の状況を同一方向で撮影すること。ただし，撮影が困難な場合は，他の適切な方法で撮影を行うこと。

（２）人力又は機械の別による作業状況を，背景を入れて撮影すること。

（３）写真には，作業件名，撮影場所，撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。

（４）一枚の写真では，作業状況が明らかにならない場合は，貼り合わせること。

（５）写真は，カラー撮影とし，その大きさはサービス版とすること。

（６）撮影頻度

１）各槽ごとに撮影すること。

第２章　安全管理

10. 安全管理に関する一般事項

（１）受注者は，公衆公害，労働災害及び物件損害等の未然防止に努め，その防止に必要な措置を十分講ずること。

（２）作業中は，気象情報に十分注意を払い，豪雨出水，地震等が発生した場合は，直ちに対処できるような対策を講じておくこと。

（３）事故防止を図るため，安全管理については，受注者の責任において実施すること。

11. 安全教育

受注者は，作業の従事者に対して，定期的に当該作業に関する安全教育を行い，従事者の安全意識の向上を図ること。

12. 労働災害防止

（１）現場の作業環境は，常に良好な状態に保ち，機械器具等は常時点検して，従事者の安全を図ること。

（２）槽内等で作業を行う場合は，労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い，酸素欠乏空気，有毒ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時調査し，換気等事故防止に必要な措置を講ずること。なお，酸素及び硫化水素の測定結果は，記録，保存し，発注者が提示を求めた場合は，その指示に従うこと。

（３）作業中，酸素欠乏空気，有毒ガス等が発生した場合は，直ちに必要な措置を講ずるとともに，発注者，浄化槽技術管理者及び他関係機関に連絡を行い，その指示により，適切な措置を講ずること。

（４）資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は，必ず有資格者をあてること。

13. 公衆災害防止

作業中は，常時，作業現場周辺の居住者及び通行人の安全並びに交通等の円滑な処理に努め，現場の保安対策を十分講ずること。

14. 安全，衛生の確保

（１）受注者は，汚泥中には，種々の細菌や寄生虫が多く含まれるので，衛生には十分留意すること。

（２）受注者は，業務の履行にあたって，安全管理上の障害が発生した場合には，直ちに必要な措置を講ずるとともに，速やかに発注者及び浄化槽技術管理者に連絡すること。

15. 火災防止等

受注者は，火気の始末を徹底させ，火災の防止に努めなければならない。万一，発生した場合は，発注者，浄化槽技術管理者及び他関係機関に連絡するとともに，速やかに措置を講ずること。なお，受注者の責で生じた場合については，受注者の負担とする。

第３章　清 掃 工

16. 清掃に関する一般事項

（１）受注者は，清掃業務計画書に作業箇所，作業順序等を定め，事前に発注者及び浄化槽技術管理者に報告した上で，作業に着手すること。

（２）作業にあたっては，管口等を傷めないように，必要な保護措置を講じ，処理施設に損傷を与えないよう十分留意すること。

（３）作業にあたり，仮締切を必要とする場合は，発注者及び浄化槽技術管理者の承諾を得ること。この仮締切は，上流に溢水が起こらない構造で，かつ，作業中の安全が確保されるものとすること。ただし，上流に溢水が生じる恐れがある時は，直ちにこれを撤去すること。

（４）受注者が発注者及び浄化槽技術管理者の指示に反して，作業を続行した場合並びに発注者及び浄化槽技術管理者が事故防止上危険と判断した場合は，作業の一時中止を命ずることがある。

（５）作業にあたり，道路その他の工作物を，搬出汚泥等で汚損させないこと。万一，汚損させた時は，作業終了の都度，洗浄・清掃すること。

（６）作業終了後は，速やかに使用機器，仮設物等を搬出し，作業場所の清掃に努めること。

17. 清掃工

受注者は，清掃作業の実施に伴い，次の各号に留意すること。

（１）作業時間等

流入水量の少ない時間を考慮して作業を行い，処理工程に支障をきたさないように実施すること。

（２）汚泥等の流下防止

作業にあたって，下流側に汚泥等を流出させてはならない。万一，下流側に汚泥等を流出させた場合は，影響区間の流出汚泥等を受注者の責任で取り除くこと。

（３）汚泥等の積込み，運搬

１）受注者は，作業にあたって，十分な運搬車両を配置すること。

２）運搬車両は，その使用にあたって，汚泥等の流出・飛散並びに臭気の漏洩の恐れのない構造の車両とすること。

３）積み込みにあたっては，汚泥等の飛散により，通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。

４）汚泥等の運搬にあたっては，水切りを十分に行い，途中漏落しないような措置を講ずること。

５）汚泥等の運搬にあたっては，積載超過のないようにすること。

６）道路上では，制限速度を守り，処理施設等の構内においては徐行運転とし，安全の確認に十分注意をすること。

（４）汚泥等の処分

汚泥等の処分先は，「§２特記事項　５．業務範囲」による。

（５）機械による清掃作業

１）高圧洗浄車の使用にあたっては，高圧により，管きょ等を損傷することのないよう，吐出圧に留意すること。

２）高圧洗浄車に使用する洗浄水は，あらかじめ積載してくること。ただし，不足した場合は，処理施設の処理水を供与する。

第４章　そ の 他

18．従事者の措置

受注者は，本業務従事者で履行上，著しく不適格と認められる者があった場合には，発注者との協議により，業務に支障のない範囲で，速やかに必要な措置を講じること。

19．秘密の保持

本業務の履行に伴い知り得た情報，その他資料等は，発注者の許可なくして外部に漏らしてはならない。

20．環境配慮に係る取組みへの協力要請

受注者は，発注者が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して，可能な限りこれに協力すること。なお，仕様書で指定されている項目以外については，あくまで協力のお願いであり，取り組みを強制するものではないが，可能な限り実施すること。

21．暴力団又は暴力団関係者による不当介入に対する通報・報告義務について

受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

22．検査

（１）受注者は，作業が終了し，所定の書類が提出された後，発注者の検査を受けなければならない。

（２）前項の規定による検査の合格をもって，業務完了とする。

23．その他

（１）作業箇所において，処理施設に破損，不等沈下，腐食等の異状を発見した場合は，速やかに発注者及び浄化槽技術管理者に報告すること。

（２）設計図書に特に明示していない事項であっても，作業遂行上，当然必要なものは，受注者の負担において処理すること。

（３）その他特に定めのない事項については，速やかに発注者に報告し，指示を受けて処理すること。

（４）受注者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

§２　特記事項

１．業務名称
　令和８年度 八幡地区処理施設嫌気性ろ床槽清掃及び運搬業務

２．委託期間
　契約締結日翌日　から　令和９年３月２６日　まで

３．委託場所
　八幡地区農業集落排水処理施設（弘前市大字八幡字平塚６８－３）

４．業務内容
　本業務は,八幡地区農業集落排水処理施設の嫌気性ろ床槽に堆積している汚泥の除去を行い、堆積汚泥清掃業務に伴い発生する汚泥を津軽広域クリーンセンターへ運搬するものである。

５．業務範囲
（１）八幡地区農業集落排水処理施設（別紙図面参照）
　１）１系嫌気性ろ床槽（第１室・第２室・第３室）
　２）２系嫌気性ろ床槽（第１室・第２室・第３室）
（２）汚泥等の堆積
　１）堆積量：約２１４㎥
（３）処分先
　１）津軽広域クリーンセンター（弘前市大字津賀野字浅田１２７３）

６．必要機材の準備
　受注者は，適正に業務を実施するために必要な機材を用意し，発注者の業務に支障を与えないように努めなければならない。この場合において，必要機材等は全て受注者の負担とする。

７．汚泥の運搬
　本業務の汚泥は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める一般廃棄物に該当するので、関係法令に則り,適切に運搬するものとする。

８．搬出の検収
　汚泥の運搬処分量を確認するため,津軽広域クリーンセンターが発行した計量票（原本）と搬出日時,搬出元,運搬経路,搬入先,計量受付日時,搬入量が明記されている汚泥運搬実績報告書を提出すること。なお,様式は問わない。

９．その他
（１）本業務は，八幡地区農業集落排水処理施設の運転管理と密接に関連するため，浄化槽技術管理者の判断に基づき，処理施設の運転に支障が生じないように，迅速かつ丁寧に行うこと。
（２）作業中は，事故のないよう十分注意すること。

（３）清掃作業前に嫌気性ろ床槽各槽の上澄水を次槽へ移送すること。上澄水の性状によっては,汚泥濃縮貯留槽または汚泥貯留槽への移送,または第２室及び第３室の上澄水を第１室へ返送すること。

（４）八幡地区農業集落排水処理施設の処理方式は，次のとおりである。

１）処理方式　：　ＪＡＲＵＳ（日本農業集落排水協会）－Ⅲ型
（流量調整，嫌気性ろ床及び接触ばっ気を組合せた方式）

（５）八幡地区農業集落排水処理施設の各槽の仕様は，次のとおりである。

１）嫌気性ろ床槽

ア）１系第１室及び２系第１室　各１槽　計２槽

①構造　：　ＲＣ製

②寸法　：　縦 3.75m × 横 4.50m × 有効水深 4.00m

③容量　：　135㎥（２槽）

④接触材（人工接触材・ひも状）充填率　：　60.0%以上

イ）１系第２室・第３室及び２系第２室・第３室　各１槽　計４槽

①構造　：　ＲＣ製

②寸法　：　縦 3.75m × 横 4.50m × 有効水深 4.00m

③容量　：　264㎥（４槽）

④接触材（人工接触材・ボール状）充填率　：　75.0%以上

（５）本業務は、４ｔ程度の車輌を使用するものとして積算したものであるが、届出により許可受けた車輌であれば、受注者の任意で車輌を選択できるものとし、設計変更の対象としないものとする。